### 令和7年度姫路市立太市小学校いじめ防止基本方針

姫路市立太市小学校

#### 1 学校の基本方針

本校は、大白書中学校ブロック(1中3小)における小中一貫教育による共通の教育目標「思いやりの心を育てる人づくりから心豊かな人づくりへ」を掲げ、ブランドカリキュラムをもとにした学力向上と人間関係力の育成、『あじふかきこころ』の徹底・基本的生活習慣の確立を目指して、地域の「ひと・もの・こと」を活用し保護者や地域の協力体制のもと、保幼小中が協力・連携しながら特色ある教育活動を進めている。

本校の教育活動を達成するためには、学校教育の根幹である豊かな授業創造に取り組むとともに、いじめをしない、いじめを許さない人間関係づくりを進め、児童が安心・安全に活動することができる学校づくりをめざすことが重要である。

そのために、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に基づいた指導体制を整備し、いじめが起こらない温かく落ち着いた学校風土を醸成するとともに、いじめの早期発見に努め、迅速かつ組織的に解決に向けた対応を図るため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### 2 基本的な考え方

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。ゆえに、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題に位置付けられ、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域の力も積極的に活用することが必要である。

以上のような考えのもと、いじめはどの児童にもどの学級にも起こりうるという認識を踏まえ、すべての教職員が、いじめの未然防止の観点を持つことが重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できるように促し、いじめを生まない土壌づくりに取り組むことが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いに認め合い尊重し合う態度などを育てるとともに、日々の生活でのストレスに適切に対応する力を育てることも必要である。

また,定期的な調査や日頃の相談体制など,いじめの早期発見のための環境整備,いじめが認知された場合の組織的な体制整備も必要かつ十分に構築することが重要である。

本校では、以上のような考えのもと、以下の指導体制のもと包括的に推進する。

#### 3 いじめ防止等の指導体制

#### (1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実行的なものとするため、管理職を含む複数の教員、心理学等の専門的な知識を有する関係者等により構成される日常の教育相談体制、生徒指導(生活指導)体制などの校内組織および連携する関係機関を別途定める。

【 P.4 別紙 1 「校内指導体制及び関係機関」 参照 】

また、いじめは教職員や大人が気付かないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことなく、早期発見するためのチェックリストを別途定め定期的に活用する。その他、けんか等のもめごとにも注意をはらう。

【 P.5 別紙 2 「早期発見のためのチェックリスト」 参照 】

#### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する以下の4点についての 取組を体系的・計画的に行い、その都度、PDCAにより年間指導計画を改善し別途定める。そし て、学校評価に位置づけ、評価結果を踏まえて改善する。

- 1 包括的な取組の方針
- 2 いじめの未然防止のための取組
- 3 具体的に早期発見につなぐ
- 4 いじめ対応のための教職員の資質向上に向けた校内研修

【 P.6 別紙3 「年間指導計画」 参照 】

#### (3)組織的対応

いじめの疑いがある情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの実態把握を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別途定める。

【 P.7 別紙4 「組織的対応」 参照 】

#### (4) いじめ解消の要件

いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、より長期の期間を設定する。

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人およびその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 特に配慮を要する対応について

発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童の特性を踏まえた適切な指導および必要な支援を行う。

#### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

いじめにおける重大事態とは、「当該いじめにより児童・生徒の生命や、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」とし、いじめを受けた児童の側に立ち個々の状況から被害の重大性を判断する。最悪の結果としていじめによる自殺に至るケースはもとより、人体への重大な傷害や暴行、継続的な精神的苦痛や精神的疾患を発症するケースなどが想定できる。

また、「いじめを理由に当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められる時」の相当な期間とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。た

だし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には適切に調査し、その結果に基づいて個別に判断することとする。

さらに、児童や保護者からいじめを理由として重大事態に至っているという申し立てがあった時 には、校長が判断し適切に対応する。

#### (2) 重大事態への対応

校長がいじめを理由とした重大事態であると判断した場合は、直ちに兵庫県教育委員会並びに姫路市教育委員会に報告する。そして、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対策委員会を招集し、専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員・主任児童委員等を加えた組織により調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、姫路市教育委員会及び兵庫県教育委員会が設置する重大事態の調査を行う組織に全面的に協力し、事案の解決に向けて対応する。

#### 5 その他の事項

普段から風通しの良い学校、開かれた学校を目指している本校としては、これまでも地域や保護者に対しての情報発信に努めてきた。この度の本校のいじめ防止対策については、保護者はもとより地域を巻き込んだ取組を行うことで、実効性がさらに高まると考えている。策定した「太市小学校いじめ防止基本方針」を学校便りやホームページ等で公開し、学校評議員会やPTA総会、校区愛護育成会、地域懇談会や学期末懇談会、家庭訪問等あらゆる機会をとらえて、情報の発信に努めていくようにする。

また、いじめ防止対策の効果をさらに向上させるために、学校としての基本方針をはじめ、対策そのものについて常時点検し、見直してよりよりものにしていく。そして、大白書中学校ブロックで取り組んでいるブランドカリキュラムをはじめ、人権教育、命を大切にする学習等を一層推進し、年間計画に基づいて児童の自尊感情や自己肯定感、他者との人間関係力、人間として相手を敬う心の醸成等に最大限注力する。

さらに、教師主導の指導だけでなく、学校全体としての取組に高めていく視点から、児童が主体となった「いじめ防止キャンペーン」等の活動を取り入れるなど児童からの活動の底上げを図るようにする。そして、愛護育成会や民生児童委員・主任児童委員並びに自治会をはじめ、地域の各種団体とも十分に連携を図りながら、いじめ防止に向け校区全域を挙げての取組としていく。

令和7年6月改定

#### 別紙1

#### 校内指導体制及び関係機関

- 1 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を推進する。
- 2 「いじめ対応チーム」は、いじめの未然防止という観点から日常的な取組を組織的計画的に進める。また、いじめが認知されたときは、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、解決を図る。

# いじめ対応チーム スクールカウンセラー 校長 教頭 相談 スクールソーシャルワーカー 生活指導担当 助言 保護司 民生委員・児童委員 校外指導担当 保健指導担当 安全指導担当 • 年間計画の作成と実施 ・月一回の定例会議(校内委員会)における情報交換と検討 ・いじめの未然防止活動の計画と実施 ・いじめに関するアンケートの実施と検討(学期に一回以上) ・いじめ発生時の対応 ・いじめ防止基本方針の見直し・改善 ・学校評価の評価項目に位置付け・改善 ・要配慮児童への支援方針 学 年 ・ 学 級 担 任 関係機関

児 童 **ひ** 保護者・地 域 関係機関姫路市教育委員会子育て支援室子ども家庭センター警察等

### 別紙2

# 早期発見のためのチェックリスト

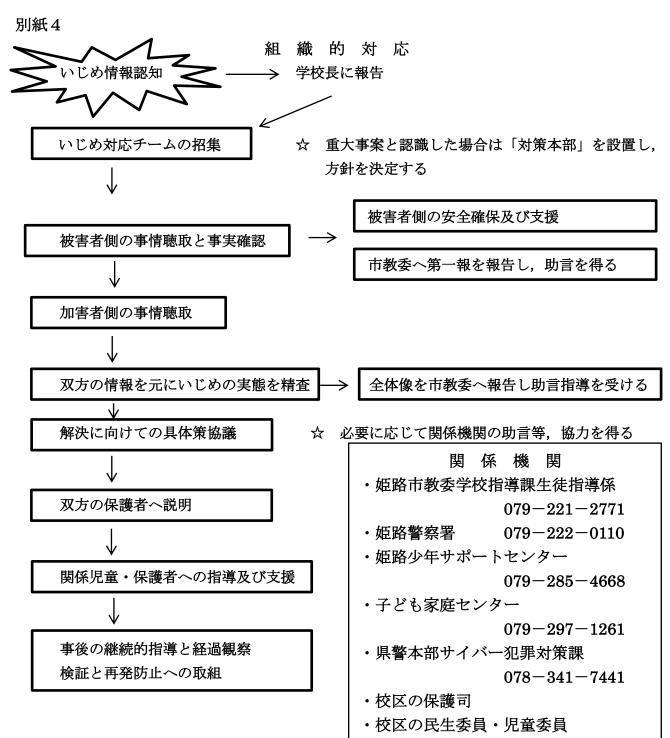
### いじめが起こりやすい・起こっている集団

□ 朝いつも誰かの机が曲がっている。 □ 教職員がいないと掃除がきちんとできていない。						
□ 掲示板が破れていたり落書きがあったりする。 □	グループ分けをすると特定の子どもが残る。					
□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。 □	些細なことで冷やかしたりするグループがある。					
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。						
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。						
□ 授業中,教職員に見えないようにいたずらをする。						
いじめられている子						
◎日常の行動・表情の様子						
□ わざとらしくはしゃいでいる。	□ おどおど,にやにや、にたにたしている。					
□ 下を向いて視線を合わせようとしない。	□ 顔色が悪く,元気がない。					
□ 早退や一人で下校することが増える。	□ 遅刻・欠席が多くなる。					
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。	□ ときどき涙ぐんでいる。					
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。						
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。						
◎授業中・休み時間						
□ 発言すると友だちから冷やかされる。	□ 一人でいることが多い。					
□ 班編成の時に孤立しがちである。	□ 教室へいつも遅れて入ってくる。					
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。	□ 教職員の近くにいたがる。					
□ 決められた座席と違う席に座っている。						
◎昼食時						
□ 好きな物を他の子どもにあげる。	□ 他の子どもの机から机を少し離している。					
□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。	□ 食べ物にいたずらをされる。					
□ 教室で一人離れて食べている。	□ 昼食時になると教室から出て行く。					
◎清掃時						
□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。	□ 一人で離れて掃除をしている。					
◎その他						
□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。	□ 持ち物や机等に落書きをされる。					
□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする。	□ 理由もなく成績が突然下がる。					
□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。	□ 服に靴の跡がついている。					
□ けがの状況と本人が言う理由が一致しない。	□ 手や足に擦り傷やあざがある。					
□ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。						
いじめている子						
□ 多くのストレスを抱えている。	□ 家や学校から悪者扱いされていると思っている。					
□ あからさまに、教職員の機嫌を取る。	□ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。					
□ 教職員によって態度を変える。	□ 教職員の指導を素直に受け取れない。					
□ グループで行動し、他の子どもに指示を出す。	□ 他の子どもに対して威嚇する表情をする。					
□ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う。	□ 発言の中に差別意識が見られる。					
□ 教師が近づくと、集団が黙り込む。	□ 教師が近づくと、集団が分散する。					

# 別紙3

# 年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	学級その他の取組
4	<ul><li>いじめ対応チームの立</li></ul>	• 職員研修		・学級開き
月	ち上げ	・校長による全校生への		・担任による学級児童へ
	・基本方針・計画の作成	いじめ撲滅宣言		のいじめ撲滅宣言
5	・保護者,地域向けの啓発		・いじめアンケート①	
月	及び発信			
	・月一回の定例会議			
6	(校内委員会)		• 学校評議員会	
月				
	以下事案発生時			
7	いじめ対応チーム	・カウンセリング研修	・個人懇談会	・夏休み生活指導
月	臨時職員会議		・いじめアンケート②	
8		・事例研修		
月				
9			・いじめアンケート③	
月				
10		・地域行事への参加	学校評議員会	
月		<ul><li>ライフスキル教育</li></ul>		
11		• 人権学習	・いじめアンケート④	
月				
12			・個人懇談会	・冬休み生活指導
月				
1			・いじめアンケート⑤	
月				
2		・ライフスキル教育	学校評議員会	
月				
3		・小中連絡会	・いじめアンケート⑥	・春休み生活指導
月	<b>₩</b>			
	本年度のまとめ			
	学校評価・改善			



#### <留意点>

- 1 いじめ事案には、双方に認識のずれや主張の違いがあることが多く、一概に加害・被害を決めることができない場合が多い。事情聴取にあたっては、必ず複数で対応するとともに、先入観や憶測を排し、十分に言葉を選んで問いかける等、慎重に行うことが重要である。
- 2 加害・被害に関わらず、児童一人一人の人権は等しく尊重されるべきであるという観点に立ち、守秘義務を徹底することは勿論のこと、情報を出す際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応しなければならない。
- 3 マスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報の提供機会や提供場所を一本化するなど、公正、公平に対応しなければならない。